

検査報告書

D20-20 号
令和 2 年 2 月 28 日

株式会社 ひろせプロダクト 様

試料受付日	令和 2 年 2 月 10 日
検査終了日	令和 2 年 2 月 28 日
検体の由来	製品検査
採取区分	持込・受取・採取

千葉県四街道市四街道1474番地16 506号
検査室 千葉市若葉区若松町545番地18 101号
有限会社環境科学サービス
TEL:043-304-8202 FAX:043-304-8203

検査責任者 太鼓地 洋昭



ご依頼されました検体について行った検査の結果を、下記の通り報告いたします。

検体名	BAMBOO STRAW				
採取日	令和 年 月 日	採取時刻			
検査の対象	検査の結果	単位	定量下限値	参考値	検査の方法(溶出試験)
過マンガン酸カリウム消費量(60℃)	1.9	ppm	0.5	10以下	食品衛生検査指針<理化学編>(2005) II.第10章_I_C.1.過マンガン酸カリウム消費量(1)公定法
蒸発残留物(H ₂ O)	8.5	ppm	1	30以下	食品衛生検査指針<理化学編>(2005) II.第10章_I_C.2.蒸発残留物(1)公定法
蒸発残留物(4%-酢酸)	10	ppm	1	30以下	食品衛生検査指針<理化学編>(2005) II.第10章_I_C.2.蒸発残留物(1)公定法
蒸発残留物(20%-エタノール)	6.2	ppm	1	30以下	食品衛生検査指針<理化学編>(2005) II.第10章_I_C.2.蒸発残留物(1)公定法
蒸発残留物(n-ヘプタン)	1未満	ppm	1	150以下	食品衛生検査指針<理化学編>(2005) II.第10章_I_C.2.蒸発残留物(1)公定法
重金属	1未満	ppm	1	1以下	食品衛生検査指針<理化学編>(2005) II.第10章_I_D.6.重金属(1)公定法
ヒ素	0.01未満	ppm	0.01	0.2以下	食品衛生検査指針<理化学編>(2005) II.第10章_I_D.7.ヒ素(1)(a)公定法 準拠
以下余白					
以下余白					
特記事項	過マンガン酸カリウム消費量(60℃)以降の溶出試験は、検体表面積1cm ² 当たり2m ^l の浸出用溶媒を使用し、溶出操作を行いました。 参考値欄の数値は、「昭和34年12月28日 厚生省告示第370号 食品、添加物等の規格基準 第3器具及び容器包装 B 器具又は容器包装一般の試験法」において設定されている、一般的な合成樹脂製の食品容器に対する基準値です。 塗料自体については厚生省告示第370号では規格基準が制定されておりません。合成樹脂を含み塗膜を形成する塗料においては、器具・容器包装の試験を準用し、含まれる合成樹脂の種類に応じて分析を行い、得られた結果によってが判定が為されることが通常です。本件においては塗膜は明瞭に確認できませんでしたが、念のため食品衛生法(厚生省告示第370号(合成樹脂))に準じ試験を行いました。				